

相談支援事業所 相談に関する報告(平成27年2月～5月)

<所感>…全体的な所感(相談内容の傾向)、特に気になった点

<地域課題>…報告期間に感じた地域課題

【基幹相談支援センターしゃきょう】

<p><所感></p>	<p>障がい種別の相談割合としては、身体11.8% 知的24.3% 精神54.5% 障がい児5.7%となっている。全体の傾向として精神障がいに関する相談が半数以上を占めている。</p> <p>【身体障がいに関する所感】 重度身体障がい者から、単身で地域で生活をしたいという相談があった。しかし車いすで生活ができる単身用アパートは少なく、生活スペースの改修も必要になる。重度身体障がい者の単身生活に関しての地域環境の整備に関する課題を感じた。</p> <p>【知的障がいに関する所感】 障がい児入所施設からの地域移行に関する支援に時間を費やした。成人して施設を出ることになっても移行先がないケースも多く、重度知的障がい児の成人してからの生活の場について、これからも大きな課題となっていくと思われる。</p> <p>【精神障がいに関する所感】 当事者と福祉サービス事業所間のトラブル調整が多かった。精神障がいの障がい特性に対する理解や配慮が難しいと感じている事業所が多く、信頼関係が築きにくいことがある。障がい特性や支援の仕方に関する啓発や周知の必要性を感じた。</p> <p>【障がい児に関する所感】 重度心身障害児の在宅支援に関する相談が複数あった。障がい児を持つ家族が本人のみの支援しか受けられず、結果としてその兄弟などに対するケアが行き届かず世帯全体で困窮するケースがある。世帯状況を反映した上での福祉サービスを支給できるような配慮が必要ではないかと思われる。</p>
<p><地域課題></p>	<p>【重度身体障がい者で単身生活を希望する人に対する環境調整】 重度身体障がい者の単身生活を想定した住居(アパート等)が少なく、経済的に余裕がない人は単身生活が困難な状況になる。</p> <p>【重度知的障がい児の入所施設退所後の生活の場(社会資源)】 重度知的障がい児の入所施設退所者が成人になった際、自宅に戻れず、地域での単身生活が困難な当事者に対しての社会資源がほとんどないのが現状。</p> <p>【サービス事業所に対する障がいに関する理解の啓発】 特に精神障がい者とサービス事業所の間で、サービス利用の際にトラブルが生じやすい傾向がある。サービス事業所がより障がい特性や配慮の仕方を知ることができる場を設けていく必要があると思われる。</p> <p>【在宅ケアを要する重度心身障がい児に対する支援体制の整備】 障がい者の親の世帯と、障がい児の世帯の支援体制に差が生じる場合がある。個人に必要な支援のみでなく、支給決定の調査の際に世帯状況に応じて必要なサービス量や種別判断を柔軟にしていく必要がある。</p> <p>【重度心身障がい児の受け入れが可能な社会資源(入所・通所)】 特に障がい児の場合、児童発達支援事業所や放課後等デイ事業所は多いが実際に重度心身障がい児を受け入れられる(医療的ケアが可能な)事業所はほとんどないのが現状。</p> <p>【精神障がい者の日中活動先の拡大】 高蔵寺ニュータウン方面の当事者の活動場所が限定される(精神障がいに対応可能な就労継続支援B型事業所、地域活動支援センターは主に西部地区に集中しているため)。</p>